

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、弟が高校を卒業し、A県B課に勤務するようになったことから国民年金への加入を勧められ、弟がC市で勤務していた時は、弟に毎年春に国民年金保険料1年分1,000円余りを渡し納付してもらっていた。弟が転勤でC市にいなかった時は、自宅にC市役所かD社会保険事務所の職員が集金に来ており、1年分の国民年金保険料をまとめて納付した。その際、国民年金手帳は確か茶色で、丸い検認印を押してもらった記憶があるので、国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1年分の保険料をその年の春にA県B課及びC社会保険事務所に勤務していた弟に依頼して納付してもらっていたと主張しており、その納付したとする額は、申立期間の保険料1年分を一括納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

また、元社会保険事務所職員に照会したところ、昭和40年前後においては、国民年金保険料の収納率が悪かったことから、C市及びD社会保険事務所の職員が自宅に戸別訪問し、現年度保険料及び過年度保険料の収納事務を国民年金印紙、検認印及び現金領収証書を持参して行っていたと証言していることから、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間においては、申立人の弟がA県B課及びD社会保険事務所に勤務していたことが確認できる上、申立人も「弟の顔があるため、国民年金保険料を未納にするはずがない。」としており、申立期間以外に

未納期間は無く、国民年金保険料を完納していることを踏まえると、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人の妹も申立人の弟に国民年金への加入を勧められ、国民年金保険料を納付してもらっていたと証言しており、申立てに係る期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、平成元年10月から3年3月までの期間及び5年4月から6年2月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から3年3月まで
② 平成5年4月から6年2月まで

私は、国民年金へ加入してからこれまでの間、国民年金保険料の未納は無いはずである。

これまで税金等に関する未納は無く、申立期間当時の国民年金保険料についても、私が町役場か信用金庫にて税金等と併せて納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金へ加入してから60歳で被保険者資格を喪失するまでの間、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、保険料が納付済みであるほとんどすべての期間について、現年度納付期限内に納付しているほか、昭和57年1月から平成14年5月（60歳到達）まで農業者年金へ加入していたことから、申立人の年金制度に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立期間前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況にも大きな変化は無かったとしている申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②について、町役場及び社会保険庁保管の記録上、

申立期間②の直後から申請免除期間となっているものの、行政機関相互の免除期間の記録に齟齬^{そご}が見られる上、申立人は、「経済的に苦しいということはない。」と話しており、申立期間①と同じく農業者年金を納付していることから、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成元年10月から3年3月までの期間及び5年4月から6年2月までの期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで

申立期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できないとの回答があった。昭和49年6月ごろまで父が国民年金保険料を納付してくれていたため、この期間だけ未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和39年1月以降申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて納付済みであり、60年4月から平成15年12月までの期間は付加納付している上、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の妻、申立人の両親共に国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人及びその家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の父は、「申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、自分の保険料をまとめて納付したときに一緒に納付した。」と証言しているが、申立人の父が自分の保険料と一緒に申立人の申立期間に係る保険料を納付するためには特例納付の方法によることとなるため、申立人の父は第1回目の特例納付が実施期間中の昭和46年1月1日以降に自分の保険料を納付していることが推認できることから、申立人の父の証言に不自然さはみられない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間前の昭和39年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料は、45年12月30日付け

で納付していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料 4 か月分のみが未納であるとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和40年7月5日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月5日から同月19日まで

私は、昭和26年4月1日にA社に入社し、62年3月31日に定年退職するまで継続して勤務していた。

その間、一度も退職したり再就職などしたことが無いにもかかわらず昭和40年7月5日から同月19日までの15日間の空白期間があるのに納得がいかない。申立期間について、継続して勤務していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の職員カード及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も継続して同行に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間については、同社が保管する職員カードから申立人は、昭和40年7月5日付けで同社C支店から同社B支店に異動していることが確認できる上、異動の前後において業務の継続性、一体性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和40年7月5日付けで同社B支店における資格を取得すべきところ、事業主側の何らかの事情により社会保険事務所に取得日が誤った届出がされたものとうかがわれることから、資格取得日を同日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から60年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、申請免除期間になっているとの回答を受けた。

しかし、私の母は、自分たちは免除を受けても、私と妻の国民年金保険料は全額納付したことを、はっきり覚えている。

領収書は紛失してしまい証拠となるようなものは無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、旧A町役場及び納付組織(集落)で国民年金保険料を納付したとの申立人の母の主張はあるものの、保険料の納付時期、納付方法及び納付額等の具体的な記憶は無い上、納付組織の代表者及び集金担当者等についての記憶も無い。

さらに、申立人及びその母は、申立期間の国民年金保険料の申請免除手続を行った記憶は無いと主張しているものの、旧A町役場及び社会保険事務所の記録を見ると、申立人の妻及び申立人の両親も、申立期間当時、同

様に申請免除期間とされていることが確認できることから、行政側に^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、申請免除期間になっているとの回答を受けた。

しかし、義母は、自分たちは免除を受けても、私と夫の国民年金保険料は全額納付したことを、はっきり覚えている。

領収書は紛失してしまい証拠となるようなものは無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、旧A町役場及び納付組織(集落)で国民年金保険料を納付したとの申立人の義母の主張はあるものの、保険料の納付時期、納付方法及び納付額等の具体的な記憶は無い上、納付組織の代表者及び集金担当者等についての記憶も無い。

さらに、申立人及び義母は、申立期間の国民年金保険料の申請免除手続を行った記憶は無いと主張しているものの、旧A町役場及び社会保険事務所の記録を見ると、申立人の夫及び義父母も、申立期間当時、同様に申請

免除期間とされていることが確認できることから、行政側に^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年5月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和47年ごろ、A市役所からはがきが届き、前の金額でさかのぼって保険料を納めることができるとのことだったので、A市役所の窓口で妻の分と一緒に一括で保険料を納めた。納付した期間は、自分の分は7年分くらい、妻の分は8年から9年分くらいで、金額は夫婦二人分で4万円くらいだった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「申請免除については手続をした覚えはない。」と主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には、すべての申立期間において年度ごとに「免除承認」の旨が記載されているゴム印が押されている。

また、申立人は、「昭和47年ごろ、A市役所から、申立期間当時の国民年金保険料額で納付可能である旨の通知を受け取り、市役所の窓口で一括納付した。納付した期間は、自分の分は7年分くらい、妻の分は8年から9年分くらいであった。」と主張しているが、申立人は昭和47年度の免除承認通知書を所持しているほか、申請免除期間の国民年金保険料を一括で納付するためには過年度保険料の追納となり、市町村の窓口では納付できず、金融機関及び社会保険事務所で納付することとなるため、申立人の記憶と一致しない上、A市では、「追納や特例納付に係る通知は行っていない。また、職員による追納や特例納付の徴収も行っていない。」と回答している。

さらに、申立人は、「夫婦二人分で、自分は7年分くらい、妻は8年から9年分くらいの国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立

人の申立期間及びその妻の保険料免除期間を追納したと仮定した場合、夫婦共に昭和 47 年 3 月までの期間となり、これは申立人の妻の厚生年金保険の加入期間と重複することとなる上、申立人は昭和 47 年度の免除承認通知書を所持していることから、不自然さがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 46 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 4 月から 46 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和 47 年ごろ、A 市役所からはがきが届き、前の金額でさかのぼって保険料を納めることができるとのことだったので、夫が A 市役所の窓口で、私の保険料と夫の分を一緒に 3 万円ぐらい納めたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人とその夫は、「申請免除の手続をした覚えは無い。」と主張しているが、申立期間①については、申立人の所持している国民年金手帳に「申免」のゴム印が押されており、申立期間③については、申立人の所持している国民年金手帳に「免除承認」の旨が記載されているゴム印が押されている上、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金手帳にも同様に「免除承認」のゴム印が押されている。

また、申立期間②については、申立人の夫は、「昭和 47 年ごろ、A 市役所で一括納付した。」と主張しているが、申立期間は未納期間であり、47 年時点では既に時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人の夫は、「夫婦二人分で、私は 7 年分くらい、妻は 8 年から 9 年分くらいの国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、仮

に保険料の免除期間を追納するとした場合、夫婦共に昭和 47 年 3 月までの期間となり、これは申立人の厚生年金保険の加入期間と重複することとなる上、その夫は、昭和 47 年度の免除承認通知書を所持していることから不自然さがうかがわれる。

加えて、夫は、「昭和 47 年ごろ、A 市役所から、申立期間当時の国民年金保険料額で納付可能である旨の通知を受け取り、市役所の窓口で保険料を納付した。」と主張しているが、申請免除期間の過年度保険料の追納は市町村の窓口では納付できず、金融機関及び社会保険事務所で納付することとなるため、納付したとする夫の記憶と一致しない上、A 市では、「追納や特例納付に係る通知は行っていない。また、職員による追納や特例納付の徴収も行っていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年2月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年2月まで
② 昭和62年3月

昭和43年11月に会社を退職し、すぐにA村(現在は、B町)役場で国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付したが、未納とされている。

当時の資料等は持っていないが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和43年11月に会社を退職し、すぐにA村(現在は、B町)役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、当時は「C社」に勤務し、39年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月6日に同被保険者資格を喪失しており、申立期間の一部は、厚生年金保険被保険者期間であることが確認できることから、申立人の主張とは異なっている。

一方、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、元夫も申立人と同様に未納期間となっており、申立人の主張とは異なっている。

また、申立人が、申立期間①及び申立期間②のいずれにおいても、国民年金保険料を過年度納付又は特例納付した形跡も見られず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 8 月 19 日から同年 12 月 26 日まで
②昭和 42 年 8 月 23 日から同年 12 月 26 日まで

A 丸に乗船していた申立期間①及びB 丸に乗船していた申立期間②の2 期間について照会したところ、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時は甲板員として仕事をしていた。また、船員保険料は船主が給与から控除していたと記憶しているので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の雇入契約から、申立人が申立期間において、A 丸とB 丸に乗船していたことは推認することができるが、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立期間①に乗船していたとされるA 丸について、社会保険事務所が管理する船員保険被保険者原票照会回答票により、昭和 43 年 8 月 1 日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間②に乗船していたB 丸は、昭和 43 年 7 月 20 日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた3 人の同僚のうち1 人は、いずれの申立期間においても、申立人とは別の船に乗船していたと証言しており、

他の2人は記憶が明確でないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月11日から27年5月9日まで
A社では、昭和26年5月21日から27年8月26日まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、確かに継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA社において季節工として勤務していたことを推認することはできるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人自身も保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

また、先と同僚は、「当時、季節工は、春から秋にかけて働き、冬場は3か月間の失業保険を受給していた。」と証言しているほか、申立人と同様昭和26年に季節工として勤務していたとされる他の同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和26年11月から27年5月までに資格取得した被保険者4名の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたことをうかがわせる記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年代の 2 年から 3 年間又は昭和 32 年 7 月から 36 年 3 月までのうち 2 年から 3 年間

昭和 20 年代の 2 年から 3 年間又は昭和 32 年 7 月から 36 年 3 月までのうち 2 年から 3 年間、A 社 B 支店に勤務し、しょう油などの配達をしていた。

当時は事情があり、C の偽名で勤務していたが、運転手の D 氏の助手として一緒に働いていたのに、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間については、確かに継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 20 年代の 2 年から 3 年間については、申立人が一緒に勤務していたとする同僚が、義務教育期間であることや申立てと別の会社に勤務していた事実が確認されることから、申立人が A 社 B 支店に勤務していたと推認することはできない。

申立期間のうち昭和 32 年 7 月から 36 年 3 月までの 2 年から 3 年間については、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人は C と称し、昭和 32 年 7 月から 36 年 3 月までの期間のうち 2 年から 3 年間くらい運転手の助手をしていた。」と証言していることから、勤務実態は推認することができる。

また、先の同僚は、「申立人は運転手の助手をしていたが、臨時社員であった。当時、運転免許証も無いと聞いていた。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保

除料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人自身も保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

加えて、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 7 月から 36 年 3 月までに資格取得した被保険者の中に申立人の別名 C は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたことをうかがわせる記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。